

志摩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加するため、所要の改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

退職報償金支給額表に「35年以上」区分を追加します。

(1) 第2条第1項 別表関係

(単位：千円)

階級	勤 務 年 数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239	344	459	594	779	979	<u>1,079</u>
副団長	229	329	429	534	709	909	<u>1,009</u>
分団長	219	318	413	513	659	849	<u>949</u>
副分団長	214	303	388	478	624	809	<u>909</u>
部長/班長	204	283	358	438	564	734	<u>834</u>
団員	200	264	334	409	519	689	<u>789</u>

3. 改正による効果等

消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額することで、非常勤消防団員の処遇改善に繋がります。

志摩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成16年志摩市条例第221号)新旧対照表

現行							改正後 (案)							
別表(第2条関係) 退職報償金支給額表							別表(第2条関係) 退職報償金支給額表							
階級	勤務年数						階級	勤務年数						
	5年以 上10年 未満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上		5年以 上10年 未満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以 上
	団長	239,00 0円	344,00 0円	459,00 0円	594,00 0円	779,00 0円		979,00 0円	団長	239,00 0円	344,00 0円	459,00 0円	594,00 0円	779,00 0円
副団長	229,00 0円	329,00 0円	429,00 0円	534,00 0円	709,00 0円	909,00 0円	副団長	229,00 0円	329,00 0円	429,00 0円	534,00 0円	709,00 0円	909,00 0円	1,009,0 00円
分団長	219,00 0円	318,00 0円	413,00 0円	513,00 0円	659,00 0円	849,00 0円	分団長	219,00 0円	318,00 0円	413,00 0円	513,00 0円	659,00 0円	849,00 0円	949,00 0円
副分団長	214,00 0円	303,00 0円	388,00 0円	478,00 0円	624,00 0円	809,00 0円	副分団長	214,00 0円	303,00 0円	388,00 0円	478,00 0円	624,00 0円	809,00 0円	909,00 0円
部長及び 班長	204,00 0円	283,00 0円	358,00 0円	438,00 0円	564,00 0円	734,00 0円	部長及び 班長	204,00 0円	283,00 0円	358,00 0円	438,00 0円	564,00 0円	734,00 0円	834,00 0円
団員	200,00 0円	264,00 0円	334,00 0円	409,00 0円	519,00 0円	689,00 0円	団員	200,00 0円	264,00 0円	334,00 0円	409,00 0円	519,00 0円	689,00 0円	789,00 0円